主 本件控訴はこれを棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は、「原判決中被控訴人勝訴の部分を取り消す。被控訴人らの登記手 続請求は、これを棄却する。

訴訟費用は、一、二審とも被控訴人の負担とする。」旨の判決を求め、被控訴両名代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、控訴代理人において「被控訴人らが昭和二七年五月三一日函館市 a 町 b 番地訴外Aに対して金三〇万円を、弁済期昭和二七年九月三〇日、利息一ケ月六分五厘、前月末日支払、債務不履行のときは月一割の損害金を支払う約束で貸与し、控訴人が、同日その連帯保証人になつたことはこれを認める。」旨述べたほか原判決摘示の事実と同一であるから、ここにこれを引用する。

証拠として、被控訴両名代理人は、甲第一ないし第五号証、第六号証の一、二、第七号証の一、二、第八、九号証を提出し、証人B、CことCの各証言、原告D本人尋問(第一、二、三回)の結果を援用し、乙第一号証中登記所作成の部分の成立は認めるが、その余の部分の成立は否認する。乙第二号証の成立は認めると答え、控訴代理人は、乙第一、二号証を提出し、証人B、Aの各証言、証人Eの証言(第一、二回)を援用し、甲第三号証の成立を否認し、その余の甲号各証の成立を認めた。

理 中

(裁判長裁判官 居森義知 裁判官 磯江秋仲 裁判官 水野正男)